

【 風 間 浦 村 】
災害廃棄物処理計画

令和 6 年 3 月

目 次

第1章	計画の目的	3
第2章	基本的な事項	3
1.	計画の位置づけ	3
2.	対象とする災害	4
3.	対象とする災害廃棄物	8
4.	災害廃棄物処理の基本方針	9
5.	発災時における災害廃棄物対応の流れ	10
6.	一般廃棄物処理施設等の状況	11
7.	災害廃棄物処理可能量の推計	12
第3章	災害廃棄物処理のための体制	13
1.	組織・体制	13
2.	情報収集及び連絡体制	22
3.	関係機関との連携	23
第4章	災害廃棄物処理	25
1.	災害廃棄物発生量推計	25
2.	処理スケジュール	27
3.	処理フロー	27
4.	収集運搬計画	29
5.	仮置場の設置等	30
6.	処理困難物への対応	34
7.	環境対策	36
8.	広域処理	36
9.	事務委任	37
10.	損壊家屋の解体・撤去	37
11.	思い出の品等への対応	38
12.	国庫補助金（災害等廃棄物処理事業費補助金及び廃棄物処理施設災害復旧費補助金）の活用	39
第5章	避難所ごみ及びし尿の処理	40
1.	仮設トイレ等し尿処理	40
2.	避難所ごみ	41
第6章	その他	42
1.	住民への啓発・広報	42
2.	ボランティアとの連携	43
3.	人材の育成・確保	43

第1章 計画の目的

本計画は、令和3年8月豪雨災害や近年全国で多発する水害等の経験を教訓に、今後発生が予測される大規模地震や津波その他自然災害に対応するため、災害によって発生する廃棄物(ごみ、し尿、がれき等)等の処理に係る予防措置、緊急時の対応、復旧時の対応について具体的に定め、災害廃棄物の適正処理の確保、円滑かつ迅速な処理の推進を図るため策定するものである。

第2章 基本的な事項

1. 計画の位置付け

本計画は、環境省の定める災害廃棄物対策指針(平成30年3月改定)を踏まえて策定するものであり、「青森県地域防災計画」「青森県災害廃棄物処理計画」「風間浦村地域防災計画」等と整合をとり、適正かつ円滑に災害廃棄物の処理を実施するため、災害廃棄物の処理に必要な基本的事項や方策等を取りまとめたものである。

風間浦村で災害が発生した際、災害廃棄物等の処理は、本計画で備えた内容を踏まえて進めるが、実際の被害状況等により柔軟に運用するものとする。

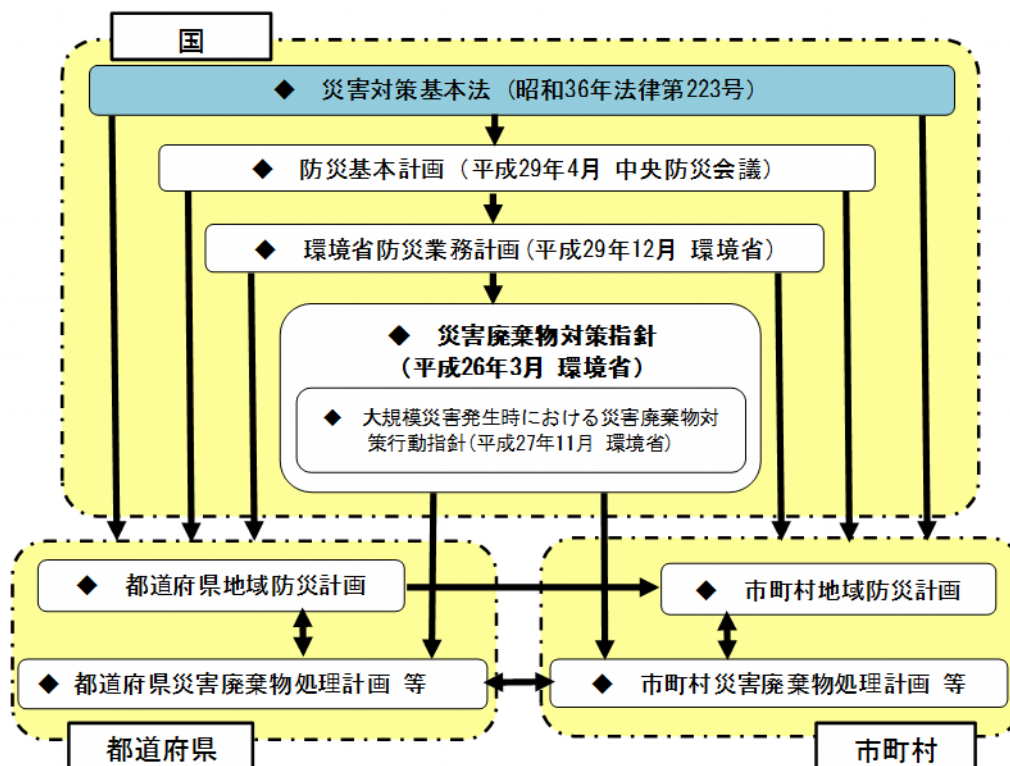


図2-1 災害廃棄物処理に係る各種法令・計画の位置づけ (参考: 災害廃棄物対策指針 P1-3)

2. 対象とする災害

青森県が策定した「青森県災害廃棄物処理計画」（平成 30 年 3 月。以下、県計画と称す）に示された災害と想定最大規模降雨による洪水浸水区域に基づく想定災害を対象とする。

ただし、風間浦村ではこれまで河川の氾濫による居住家屋への被害はなかったことから、洪水浸水区域は想定されていないため、想定土砂災害区域の一部を参照とする。現に令和 3 年 8 月豪雨災害においても、地図上は河川が無い地区でも水を含んだ土砂で浸水被害があった。水害と言っても河川付近の直接的な洪水だけではなく、土砂により水路が埋没するため、冠水する箇所があるうえ、土砂災害ハザードマップによると、風間浦村は海と同様にその大部分で急傾斜面（特別警戒区域、警戒区域）に接しており、被害想定が容易ではないことから、災害廃棄物量を推計するための想定とする。

表 2-1 青森県災害廃棄物処理計画の対象災害

想定地震名称	最大震度	建物被害		生活への影響 避難者（直後） （人）	災害廃棄物 発生量（t） （津波堆積物を含む）
		全壊棟数 （棟）	半壊棟数 （棟）		
想定太平洋側海溝型地震	7	71,000	130,000	182,000	15,947,828
想定日本海側海溝型地震	6強	12,000	41,000	41,000	3,184,213
想定内陸直下型地震	7	22,000	42,000	68,000	2,348,147

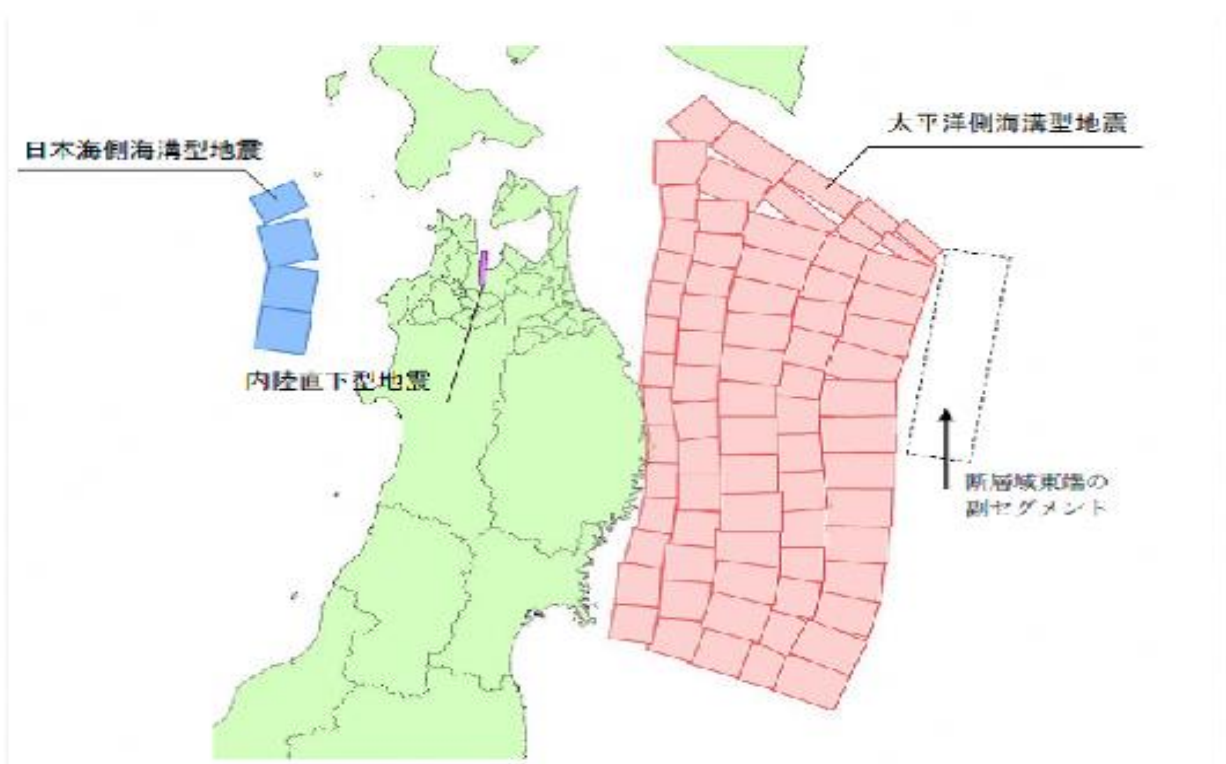


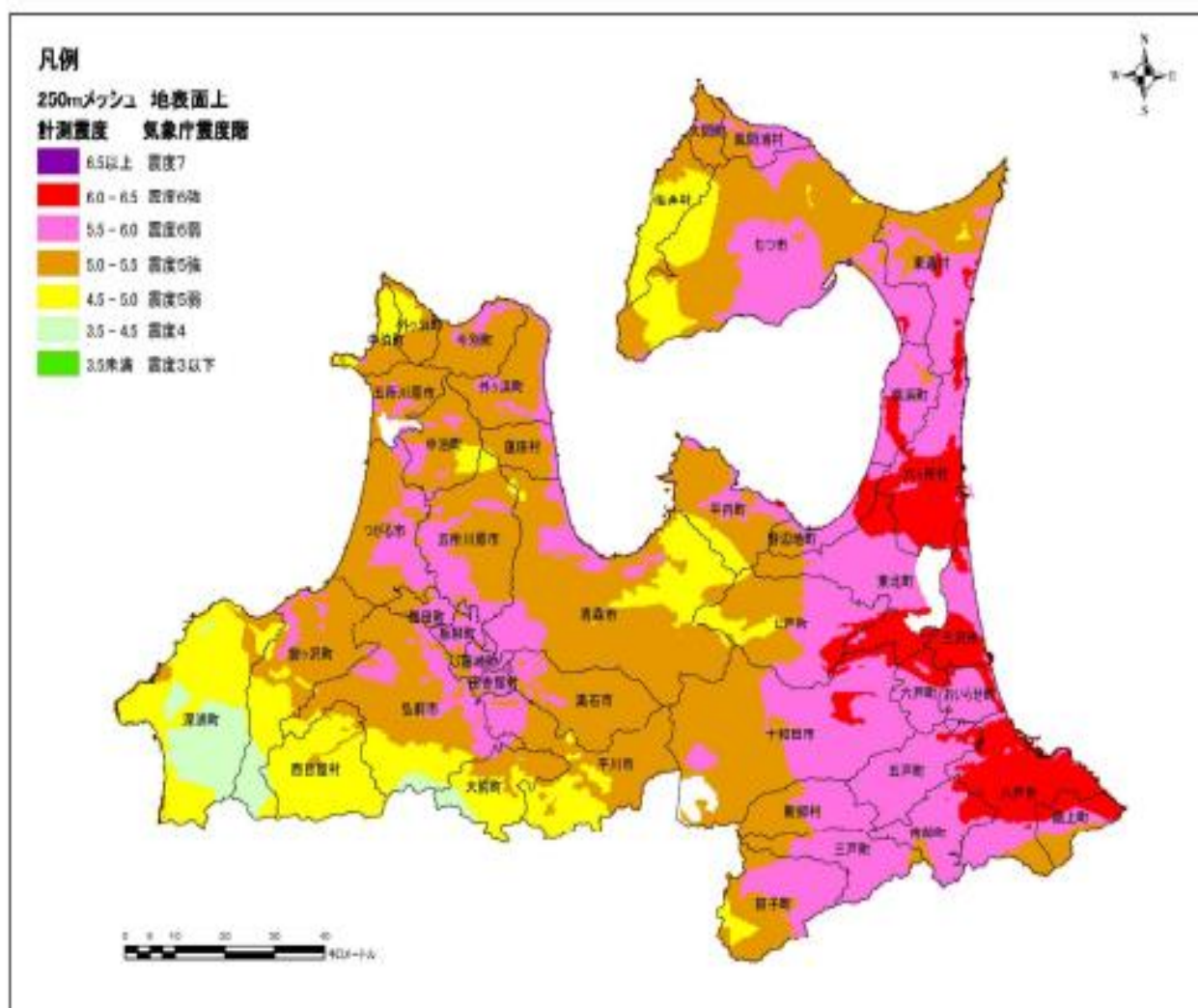
図 2-2 想定地震における想定地震の震源域

表 2-2 風間浦村における地震の被害想定 (* : わずか)

想定地震名称	最大震度	建物被害		生活への影響	災害廃棄物発生量 (t) (津波堆積物を含む)
		全壊棟数 (棟)	半壊棟数 (棟)	避難者 (直後) (人)	
想定太平洋側海溝型地震	6 強	800	560	1,300	158,283
想定日本海側海溝型地震	5 強	—	10	—	0
想定内陸直下型地震	5 強	—	*	*	*

出典：青森県災害廃棄物処理計画 資料編（青森県 平成 30 年 3 月）

図 2-2 想定太平洋側海溝型地震



※平成 24・25 年青森県地震・津波被害想定調査
(参考：青森県地域防災計画 地震・津波災害対策編)

図 2-3 想定日本海側海溝型地震

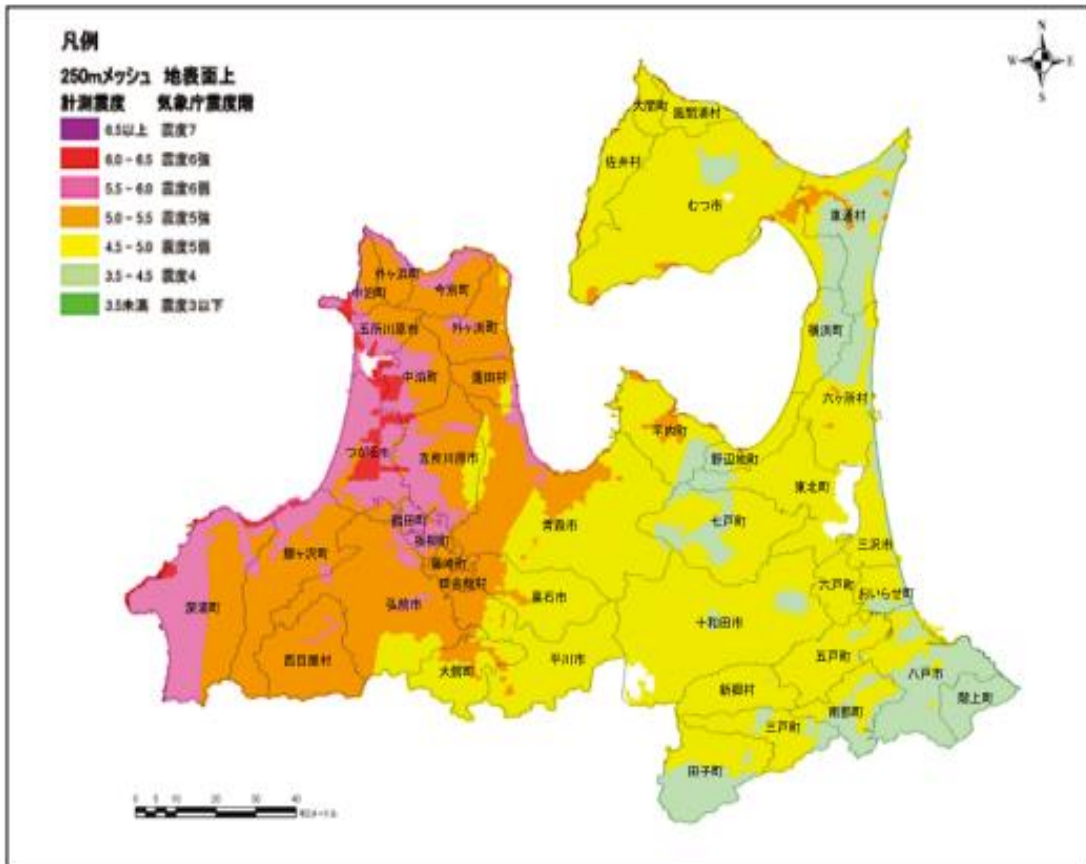


図 2-4 想定内陸直下型地震

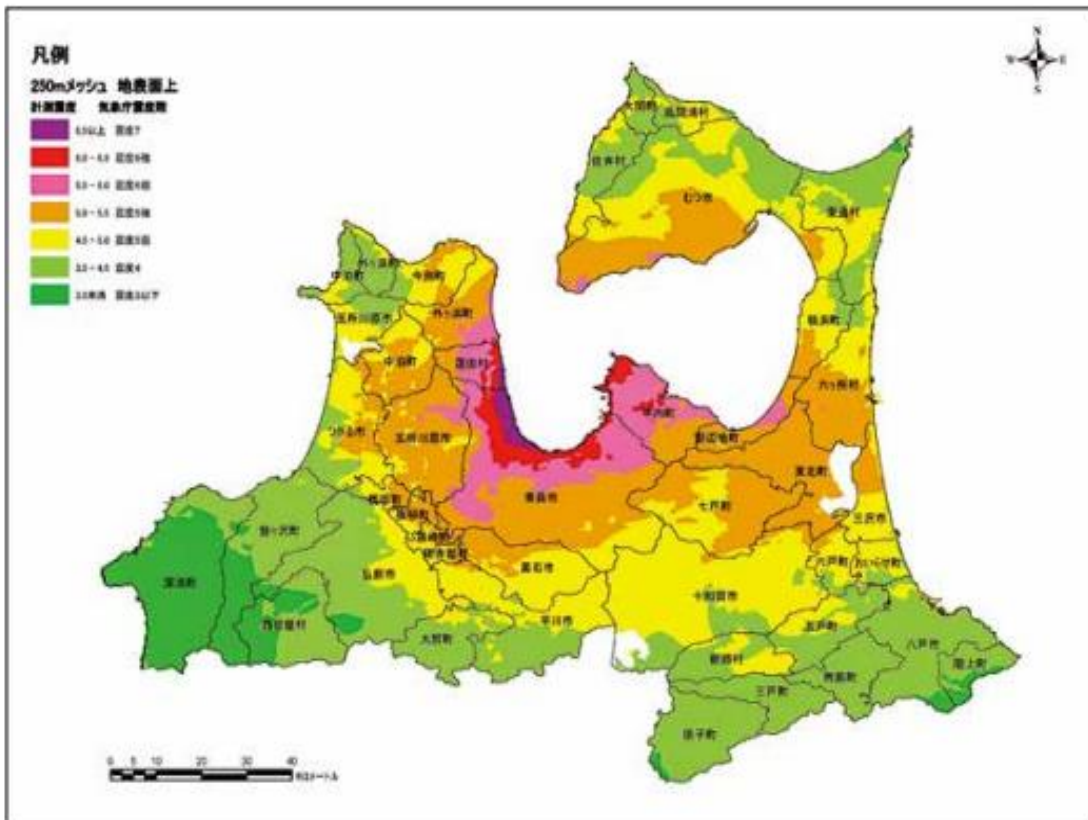


表 2-3 風間浦村各地区における水害（土砂災害）の被害想定【居宅件数】

被害区分	蛇浦地区 (件)	易国間地区 (件)	桑畑地区 (件)	下風呂地区 (件)	風間浦村 合計 (件)	災害廃棄物 発生量 (t)
全壊	1	3	—	3	7	819
半壊	4	10	2	10	26	598
床上浸水	8	19	3	19	49	225.4
床下浸水	22	61	8	61	152	94.24
合計	35	93	13	93	234	1,736.64

※災害廃棄物量、避難所ゴミ量、仮設トイレ数などをあらかじめ算出するための想定

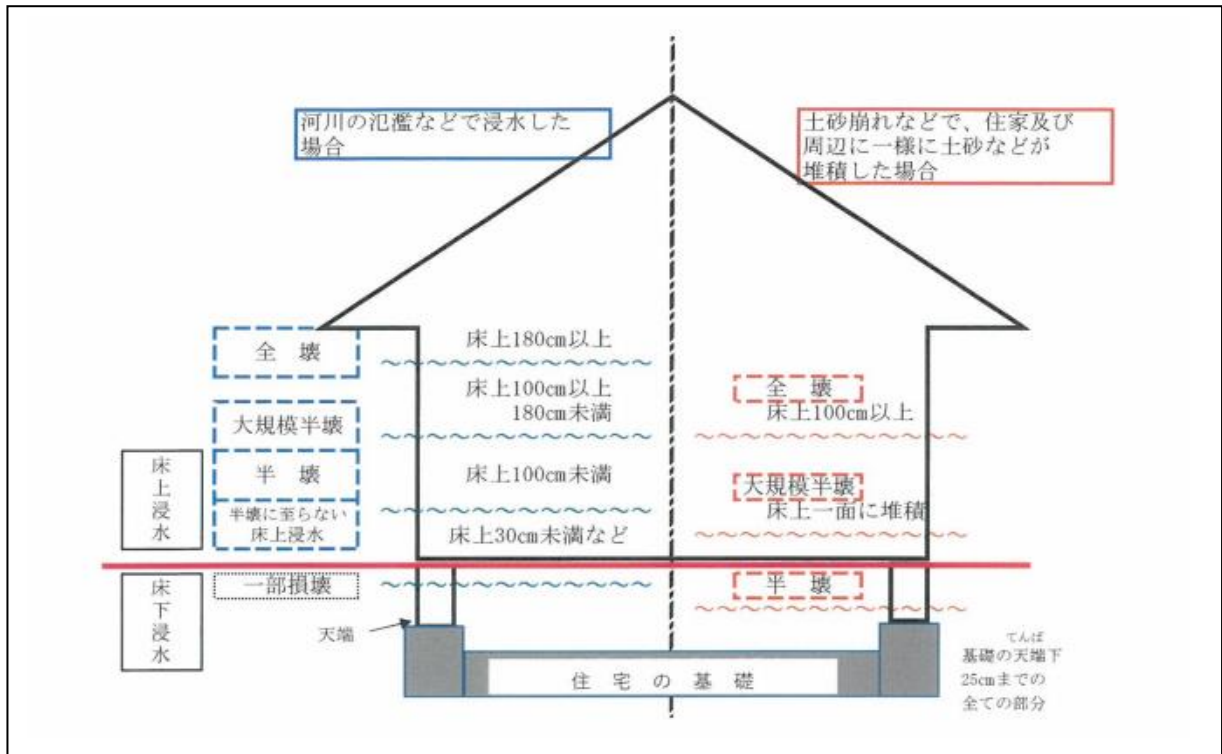
※風間浦村土砂災害ハザードマップ（資料編参照）にて

【土石流（特別警戒区域）】、【土石流（警戒区域）】及び易国間地区河川付近の件数

※令和3年8月豪雨災害による居宅被害件数（桑畑地区、下風呂地区）

37件中 全壊1件（3%）、半壊4件（11%）、一部損壊32件（床上21%、床下65%）から算出
小屋（倉庫、車庫等）を除く。

図 2-5 浸水の目安



3. 対象とする災害廃棄物

災害廃棄物は、自然災害により生じた、生活環境の保全上処理が必要とされる廃棄物であり、廃棄物処理法第2条第2項の一般廃棄物に該当する。

本計画において対象とする主な廃棄物は、木くずやコンクリートがら等の災害廃棄物、津波堆積物及び生活ごみや避難所ごみ等である

なお、放射性物質に汚染された廃棄物の取扱いについては、国の方針に従い処理するため、本計画の対象から除く。

表2-5 災害時に発生する廃棄物（参考：災害廃棄物対策指針 P1-5～6）

種類		内容
災害 廃棄物	木くず	柱・梁・壁材、水害または津波などによる流木等
	コンクリートがら等	コンクリート片やブロック、アスファルトくず等
	金属くず	鉄骨や鉄筋、アルミ材等
	可燃物	繊維類、紙、細かな木くず、プラスチック等が混在した廃棄物
	不燃物	分別することができない細かなコンクリートや木くず、プラスチック、ガラス、土砂などが混在し、概ね不燃性の廃棄物
	腐敗性廃棄物	畳、被災冷蔵庫等から排出される食品・水産物、水産加工場や飼肥料工場等から発生する原料・製品等
	廃家電	被災家屋から排出されるテレビ、洗濯機、エアコンなどの家電類で被災により使用できなくなったもの
	廃自動車	被災により使用できなくなった自動車、自動二輪、原付自転車
	廃船舶	被災により使用できなくなった船舶
	有害廃棄物	石綿、PCB（ポリ塩化ビフェニル）、感染性廃棄物、化学物質、フロン類、CCA（木材処理剤）、有機塩素化合物、医薬品類、農薬類等
その他、適正処理が困難な廃棄物	消火器、ボンベ類などの危険物、ピアノ、マットレスなど市町村の施設では処理が困難なもの（レントゲンや非破壊検査用の放射線源を含む）、漁網、石膏ボード、太陽光パネル等	
津波堆積物		海底の土砂やヘドロが津波により陸上に打ち上げられ堆積したものや陸上に存在していた農地土壌等が津波に巻き込まれたもの
避難者の生活に伴う廃棄物	生活ごみ	被災後に家庭から排出される生活ごみや粗大ごみ、携帯トイレ等
	避難所ごみ	避難所から排出される生活ごみ（容器包装や段ボール、衣類が多く排出される等、平時とは異なる廃棄物が排出される）、携帯トイレ等
	し尿	仮設トイレ（災害用簡易組み立てトイレ、レンタルトイレ及び他市町村・関係業界等から提供されたくみ取り式トイレの総称）等からのくみ取りし尿
片付けごみ		住民が自宅の片付けを行った際に排出される廃棄物（主に家具・家財や廃家電等が該当）

※ その他、アルバム、写真、位牌、賞状、手帳、金庫、貴重品などの「思い出の品」は、別途取り扱う。
（p38、第4章11「思い出の品等への対応」）

※ 事業活動に伴う廃棄物等については、原則として事業者責任で処理するものであるが、被災市町村の復興計画や市町村処理計画の中で処理の取扱いが定められた場合はその限りではない。

※ 種類は対策指針に基づいており、今後の対策指針の改定により変更となる場合がある。

4. 災害廃棄物処理の基本方針

災害発生後における応急対応や早期の復旧・復興を図るため、以下の基本方針に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物の処理を実施する。

(1) 生活環境の保全等

住民の健康への配慮や安全の確保、衛生面や環境面での安全・安心のための対応が必要であることから、災害廃棄物の処理の各業務の実施段階において、大気、騒音・振動等に係る生活環境保全対策及び環境モニタリングを実施する。

(2) 分別・再資源化の推進

環境負荷の低減、資源の有効活用の観点から、災害廃棄物を可能な限り分別、再資源化し、最終処分量を低減させる。

(3) 関係機関・関係団体との連携・協力

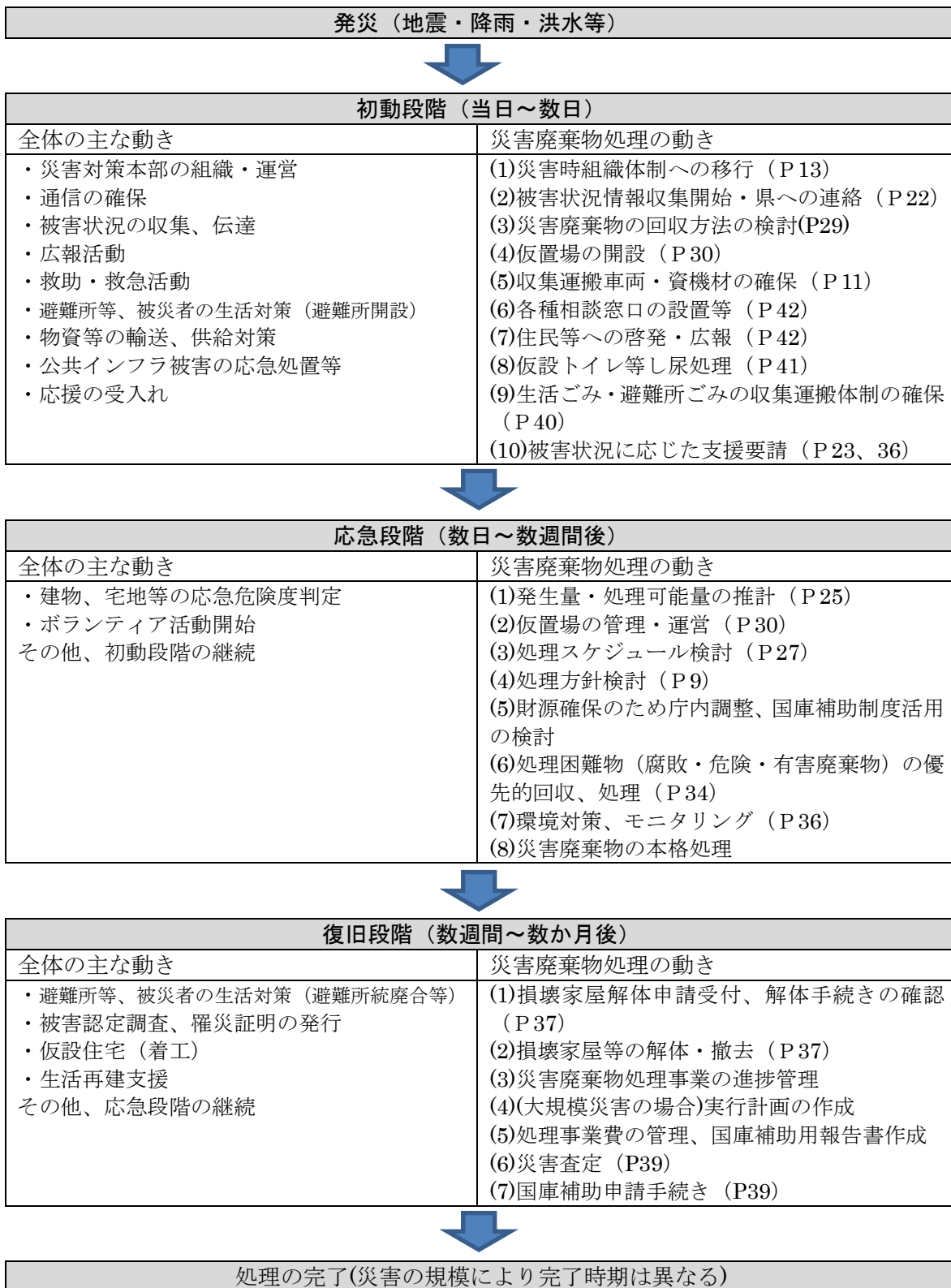
できる限り自区域内で処理を行うが、処理できない場合は、県や他市町村、民間事業者団体等と調整し、県内外での広域的な処理のための連携・協力体制を整備する。

(4) 計画的な処理

東日本大震災の処理実績を踏まえ、概ね3年以内の処理完了を目指し、目標期間を設定し、計画的な処理を実施する。

5.発災時における災害廃棄物処理対応の流れ

災害廃棄物処理の全体的な流れは以下のとおりである。



6. 一般廃棄物処理施設等の状況

風間浦村及び下北地域広域の一般廃棄物処理施設、民間の処理施設、応援協力体制にある処理施設等について、その処理能力、受入区分等の概要を下表に示す。収集運搬の車両についてもあわせて示す。

表 2-6 風間浦村、下北地域広域行政事務組合の一般廃棄物処理施設

①焼却施設

施設名称	設置者	供用開始	処理方式	処理能力 (t/日)	所在地、 連絡先(事務局)
下北地域広域行政事務組合 クリーンセンターしもきた	下北地域 広域行政 事務組合	2024	ストーカ式 (可動)	86	むつ市大字奥内 字今泉 75 番地 1 Tel0175-33-8851

②資源化等を行う施設

施設名称	設置者	供用開始	処理方式	処理能力 (t/日)	所在地、 連絡先(事務局)
下北地域広域行政事務組合 クリーンセンターしもきた	下北地域 広域行政 事務組合	2024	選別、破砕	14	むつ市大字奥内 字今泉 75 番地 1 Tel0175-33-8851

③最終処分場

施設名称	設置者	供用 開始	埋立地 面積 (㎡)	全体容量 (㎡)	残余容量 (㎡) (年度)	所在地 連絡先(管理者)
むつ市一般廃棄物 最終処分場	むつ市	1992	39,000	325,102	89,712 (R4.3.1)	むつ市大字奥内 字二又道 75 番 2 Tel0175-22-1111

表 2-7 風間浦村・下北地域広域行政事務組合管内の産業廃棄物処理施設

事業者名	取扱廃棄物	所在地、連絡先
(株)渋田産業	・汚泥・廃プラ ・木くず・金属くず 他	大間町大字大間字大間平 20 番地 52 Tel0175-37-3720
(株)リムーブ	・廃プラ・木くず ・金属くず・ガラスくず 他	大間町大字奥戸字小奥戸 211 番地 1 Tel0175-37-5601

表 2-8 風間浦村の収集運搬車両

事業者名称	車両の種別	住所、連絡先
(有)風間浦清掃	塵芥車 4 台、平ボディトラック 2 台、ダンプ 1 台、 軽トラック 2 台 計 9 台	風間浦村大字易国間字小倉畑 17-229 Tel0175-35-2126

7. 災害廃棄物処理可能量の推計

風間浦村及び下北地域広域の一般廃棄物処理施設における処理可能量は以下のとおりである。

表 2-9 焼却施設、資源化等を行う施設

施設名称	処理 分類	令和3年度 処理量※ (t/年度) A	処理能力 (1日あたり) (t/日) B	処理能力 (発災後1年間) (t/日) C	処理能力 (発災後2年目、 3年目)(t/年) D	災害廃棄物 処理可能量 (発災後3年間) (t/3年) E
下北広域行政事務組合 クリーンセンターしもきた	焼却	26,102	140	4,866	13,098	31,062
下北広域行政事務組合 クリーンセンターしもきた	資源化	2,975	26	3,105	4,721	12,547

- ※1 クリーンセンターしもきたは、2024年度から稼働のため、処理量Aの実績値を2023年度まで稼働しているアックス・グリーンの実績値、処理能力を表記する。
令和6年度の実績が積算されたら、処理量、処理能力を変更する。
- ※2 焼却施設の年間稼働日数は、対策指針（技術資料 1-11-2）を踏まえ、年間日数から日曜日、年末年始、休止の期間等を引いた **280日** とする。
粗大ごみ処理施設、資源化等を行う施設は **296日** とする。
- ※3 処理能力（発災後1年間）Cは、対策指針（技術資料 1-11-2）を踏まえ、震度6強以上では4か月間処理能力が63%低下すると仮定し、処理能力（1日当たり）Bに280日（または296日）を乗じ、 $0.37/3 + 1/3 + 1/3 = 0.79$ を乗じたものから、処理の実績値である処理量Aを引いて求める。【 $C = B \times 280 \text{日（または296日）} \times 0.79 - A$ 】
- ※4 処理能力（発災後2年目、3年目）Dは、処理能力（1日当たり）Bに280日（または296日）を乗じたものから、処理の実績値である処理量Aを引いて求める。
【 $D = B \times 280 \text{日（または296日）} - A$ 】
- ※5 災害廃棄物処理可能量（発災後3年間）Eは、3年間の処理能力C + D + Dから求める。
【 $E = C + D + D$ 】
- ※6 四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

表 2-10 最終処分場

施設名称	令和3年度 埋立容量A (m ³ /年度)	全体容積 (m ³)	残余容量 (m ³)	埋立開始年度	埋立 終了年	残余 年数	災害廃棄物処理可 能量B（発災後3 年間）(m ³ /3年)
むつ市一般廃棄物最終処分場	55,474	325,102	89,712	1992	2037	15	66,569

- ※2 災害廃棄物処理可能量（発災後3年間）Bは、対策指針（技術資料 1-11-2）を踏まえ、処理の実績値である埋立容量Aの3年相当分 $3 \times A$ に0.4を乗じて求める。【 $B = 3 \times A \times 0.4$ 】
- ※3 災害廃棄物処理可能量（発災後3年間）Bが残余容量を超える場合は、残余容量を災害廃棄物処理可能量（発災後3年間）Bとして表示する。
- ※4 四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

第3章 組織体制

1. 組織・体制

【災害対策本部の組織】

	災 害 対 策 本 部			
本部員会議				
本部長	本部長	村長		
副本部長	副本部長	副村長		
本部付	本部付	消防団長		
本部員		教育長		
事務局				
総務課 総務班	本部員	総務課長	総務部	総務班
		総務課副参事		財政保安班
		企画政策課長	企画政策部	企画調整班
		企画政策課副参事		政策推進班
		村民生活課長	村民生活部	福祉介護班
		村民生活課副参事		保健衛生班
				地域包括支援センター
		産業建設課長	産業建設部	産業振興班
		産業建設課副参事		建設管理班
		税務国保課長	税務国保部	課税徴収班・国保班
		税務国保課副参事		
会計管理者	出納部	出納班		
教育委員会事務局	教育部	教育班		
教育課長				
下北地域広域行政 事務組合大畑消防署 風間浦消防分署長	消防部	消防班		
議会事務局長	総務部	総務班		
総合福祉センター長				

図3-1 風間浦村災害対策本部の組織

【災害対策本部の所掌】

表 3-1 風間浦村災害対策本部の所掌（参考：風間浦村地域防災計画）

風間浦村災害対策本部班別業務分担

部名	部長	班名	班長	分担事務	要員
<ul style="list-style-type: none"> ・ 総務部 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総務課長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総務班 ・ 財務保安班 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総務グループリーダー ・ 財務保安グループリーダー 	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害対策本部の運営及び統括に関する事。 2 被害状況の把握及び報告に関する事。 3 気象情報、地震・津波情報等の統括に関する事。 4 防災会議に関する事。 5 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告及び避難指示（緊急）の発令に関する事。 6 関係官庁諸団体との連絡調整に関する事。 7 知事への自衛隊災害派遣要請の要求に関する事。 8 知事への防災ヘリコプター運航要請に関する事。 9 自衛隊との連絡調整に関する事。 10 災害救助法関係の統括に関する事。 11 災害情報の統括に関する事。 12 災害関係の陳情に関する事。 13 運輸通信（バス、船舶、電話、郵便）、電力、ガス関係の被害調査に関する事。 14 他市町村等への応援に関する県への要請及び連絡に関する事。 15 知事への応援要請に関する事。 16 受援に関する状況把握・取りまとめ、体制確保に関する事。 17 指定避難所、指定緊急避難場所の指定及び開設に関する事。 18 他自治体への職員の応援に関する事。 19 要配慮者利用施設管理者等が作成する避難確保計画及び避難訓練実施への支援に関する事。 20 議会との連絡に関する事。 21 庁舎の被害調査に関する事。 22 無線・有線電話の確保及び臨時電話の架設に関する事。 23 本部長及び副本部長の秘書に関する事。 24 視察者及び見舞者の応援に関する事。 25 被害地の視察に関する事。 26 庁舎職員等避難者の整理誘導に関する事。 27 職員の非常招集及び配置に関する事。 28 応援職員の派遣要請及び斡旋手続に関する事。 29 災害現場等の案内所の設置運営に関する事。 30 諸団体（自主防災組織、町内会、その他ボランティア団体等）への協力要請及びその動員に関する事。 31 災害の取材（写真を含む）に関する事。 32 災害の広報に関する事。 33 広聴活動に関する事。 34 住民相談所に関する事。 35 災害応急対策関係予算の措置に関する事。 36 災害対策用物品、資機器材の調達に関する事。 37 村有財産の被害調査及び応急対策に関する事。 38 埋火葬の証明に関する事。 39 緊急通行車両の確認証明に関する事。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総務課職員 ・ 議会事務局職員

部名	部長	班名	班長	分担事務	要員
・企画政策部	・企画政策課長	・企画調整班 ・政策推進班	・企画調整グループリーダー ・政策推進グループリーダー	<ol style="list-style-type: none"> 1 車両の確保及び配車に関すること。 2 応急復旧工事の請負契約に関すること。 3 バス緊急輸送の確保に関すること。 4 バス運行路線の確保に関すること。 5 資機材及び燃料の確保に関すること。 6 バス運行の広報に関すること。 7 緊急輸送車両の整備に関すること。 	・企画政策課職員
・村民生活部	・村民生活課長	・福祉介護班 ・地域包括支援センター	・福祉介護グループリーダー ・地域包括支援センター所長	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難所の開設運営への協力に関すること。 2 炊き出しその他食料品の調達及び供給に関すること。 3 避難者の把握(立退先等)に関すること。 4 福祉避難所に関すること。 5 福祉施設の被害調査及び応急対策に関すること。 6 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与に関すること。 7 救援物品の受領及び保管並びに配分に関すること。 8 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸与に関すること。 9 救援金の配分計画及び配分に関すること。 10 遺体の埋火葬に関すること。 11 要配慮者及び避難行動要支援者の安全確保対策に関すること。 12 ボランティアの受入に関すること。 13 村社会福祉施設及び社会福祉団体との総合調整に関すること。 14 要配慮者利用施設管理者等が作成する避難確保計画及び避難訓練実施への支援に関すること。 	・村民生活課職員
		・保健衛生班	・保健衛生グループリーダー	<ol style="list-style-type: none"> 1 医療機関の被害調査、連絡調整に関すること。 2 医療助産に関すること。 3 負傷者の把握に関すること。 4 医療救護班の編成に関すること。 5 医療救援隊との連絡調整に関すること。 6 医薬品の調達に関すること。 7 保健に関すること。 8 避難所等における衛生保持に関すること。 9 防疫に関すること。 10 遺体の処理(埋火葬を除く)に関すること。 11 衛生材料の調達に関すること。 12 処理施設の被害調査に関すること。 13 廃棄物処理及び清掃に関すること。 14 災害時の愛玩動物(ペット)対策に関すること。 	・村民生活課職員

部名	部長	班名	班長	分担事務	要員
・産業建設部	・産業建設課長	・産業振興班	・産業振興グループリーダー	<ol style="list-style-type: none"> 1 商工業及び観光関係の被害調査並びに応急対策に関すること。 2 商工業関係の被害証明及び商工業関係の被災者への融資の斡旋に関すること。 3 観光施設等の安全対策に関すること。 4 燃料、雑貨等の確保に関すること。 5 水産業関係施設及び水産物等の被害調査並びに応急対策に関すること。 6 船舶関係の被害調査及び応急対策に関すること。 7 生鮮食料品等の確保に関すること 8 水産業関係被災者への融資の斡旋に関すること。 9 水産業関係の被害証明に関すること。 10 農林業関係被害調査及び応急対策に関すること。 11 主要食料の確保及び応急供給に関すること。 12 物資集積所の管理及び救援物資の管理・配布に関すること。 13 農林業関係被災者への融資の斡旋に関すること。 14 農林業関係の被害証明に関すること。 15 農地及び農業用施設の被害調査並びに応急対策に関すること。 16 農地等の被害証明に関すること。 	・産業建設課職員
		・建設管理班	・建設管理グループリーダー	<ol style="list-style-type: none"> 1 村営住宅の被害調査に関すること。 2 応急仮設住宅の設置に必要な調査に関すること。 3 応急仮設住宅の入居者の選定及び応急仮設住宅に関すること。 4 災害公営住宅の建設及び既設公営住宅への特定入居に関すること。 5 住宅の応急修理に必要な調査に関すること。 6 道路、橋りょう、漁港等の被害調査及び応急対策に関すること。 7 各河川の被害情報の収集及び応急対策に関すること。 8 水防に関すること。 9 障害物の除去に関すること。 10 公共建築物の被害調査及び応急処理に関すること。 11 応急仮設住宅の建築及び住宅の応急修理に関すること。 12 被災建築物及び被災宅地の応急危険度判定活動に関すること。 13 公園施設の被害調査並びに応急対策に関すること。 14 独立行政法人住宅金融支援機構扱いの災害復興住宅融資の斡旋に関すること。 15 被災住家及び工作物等の現地確認、指導に関すること。 16 断減水時の広報に関すること。 17 給水車の借上げ及び配車に関すること。 18 給水等に関する他市町村への応援に関する県への要請及び連絡に関すること。 19 給水活動に関すること。 20 水道施設の被害調査及び応急対策に関すること。 21 水道施設の復旧に関すること。 22 災害復旧資機材の確保に関すること。 23 水質検査に関すること。 	・産業建設課職員

部名	部長	班名	班長	分担事務	要員
・ 税務国保部	・ 税務国保課長	・ 国保班 ・ 課税徴収班	・ 国保グループリーダー ・ 課税徴収グループリーダー	1 建物及び工作物の被害状況並びに被災者実態調査に関すること。 2 被害者台帳の作成に関すること。 3 被害届の受付及び罹災証明の発行に関すること。 4 災害に伴う村民税の減免措置に関すること。	・ 税務国保課職員
・ 出納部	・ 会計管理者	・ 出納班	・ 出納室長	1 義援金の受領及び保管に関すること。 2 災害関係経費の出納に関すること。	・ 出納室職員
・ 教育部	・ 教育課長	・ 教育班	・ 公民館長 ・ 教育グループリーダー	1 学校施設の被害調査に関すること。 2 学校施設の応急対策に関すること。 3 職員の非常招集及び配置に関すること。 4 文教関係の被害記録に関すること。 5 被災児童生徒等(幼児を含む。以下同じ)の調査に関すること。 6 避難所の開設運営への協力に関すること。 7 応急の教育に関すること。 8 学用品の調達、給与に関すること。 9 児童生徒等の保健及び環境衛生に関すること。 10 社会教育施設の被害調査及び応急対策に関すること。 11 社会体育施設の被害調査及び応急対策に関すること。 12 文化財及び文化施設の被害調査及び応急対策に関すること。	・ 教育課職員
・ 消防部	・ 消防分署長	・ 消防班	・ 消防分署司令	1 予報、警報の伝達に関すること。 2 消防及び水防活動に関すること。 3 警戒区域の設定に関すること。 4 被災者の避難誘導、救出、救護及び捜索に関すること。 5 消防関係施設の被害調査及び応急復旧対策に関すること。	・ 消防団員 ・ 風間浦消防分署員

【災害廃棄物処理の時期区分と役割分担】

発災後の各時期で行う業務の概要は、表 3-2 及び表 3-3 に示す。

災害規模等により異なるが、初動期は発災から 7 日程度まで、応急対応は発災から 3 週間程度からそれ以降 3 カ月程度まで、復旧・復興は応急対応後から 1 年程度を目安とする。

表 3-2 災害廃棄物処理（被災者の生活に伴う廃棄物）

時期区分		内容
初動期	避難所ごみ等	ごみ焼却施設等の被害状況の把握、安全性の確認（下行廃棄物処理施設）
		避難所ごみ等生活ごみの保管場所の確保
	し尿等	仮設トイレ（簡易トイレ含）消臭剤や脱臭剤等の確保
		仮設トイレの設置（下水道が無事なら不要）
	し尿受け入れ施設の確保（下行廃棄物処理施設）	
応急対応 （前半）	避難所ごみ等	ごみ焼却施設等の稼働状況の確認、災害廃棄物緊急処理受入（下行廃棄物処理施設）
		必要資機材の確保
		収集運搬・処理体制の確保
		仮置場の設置・管理・運営（必要であれば）
	感染性廃棄物の対策	
	収集運搬・処理の実施・残渣の最終処分（下行廃棄物処理施設）	
	し尿等	仮設トイレの処理、し尿収集・処理
応急対応 （後半）	避難所ごみ等	ごみ焼却施設等へ運搬（下行廃棄物処理施設）
復旧・復興	し尿等	避難所の完全閉鎖、下水道の復旧等に伴い仮設トイレの撤去

表 3-3 災害廃棄物等処理（災害によって発生する廃棄物等）

時期区分		内容	
初動期	被災状況の把握	村内全域、交通状況、収集ルート of 被災状況確認	
	警察等との連携	警察・消防・自衛隊との連携	
	解体・撤去	通行障害となっている災害廃棄物の撤去	
	仮置場		仮置場の必要面積の算定
			仮置場の候補地の選定
			廃棄物受入に関する合意形成
			仮置場の確保
		仮置場の設置・管理・運営（避難所ごみ等とは別）	
有害廃棄物 危険物対策	有害廃棄物・危険物への配慮		
各種相談窓口の設置	解体・撤去等、各種相談窓口の設置		
住民等への啓発広報	住民等への啓発・広報		
応急対応 (前半)	発生量等	災害廃棄物の発生量・処理可能量の推計	
	収集運搬	収集運搬体制の確保	
		収集運搬の実施	
	解体・撤去	倒壊の危険のある建物の優先解体（設計、積算、現場管理等を含む）	
	有害廃棄物・危険物対策	所在、発生量の把握、処理先の確定、撤去作業の安全性確保、PCB・フロン等の優先的回収	
分別・処理・再資源化	腐敗性廃棄物の優先的処理（腐敗物の処理が1ヵ月以内）		
応急対応 (後半)	処理スケジュール	処理スケジュールの検討、見直し	
	処理フロー	処理フローの作成、見直し	
	環境対策、モニタリング、火災対策		火災防止策
			環境モニタリングの実施
			悪臭及び害虫防止、飛散、漏水防止対策
	解体・撤去	解体が必要とされる建物の解体（設計、積算、現場管理等を含む）	
分別・処理・再資源化	被災自動車の移動・保管（道路上などは前半時に対応）、選別・破碎・焼却処理体制の確保		
復旧・復興	収集運搬	広域処理する際の輸送体制の確立	
	分別・処理・再資源化	廃家電、被災自動車等の処理先の確保及び処理の実施	
		混合廃棄物、コンクリートがら、木くず等の処理	
	最終処分	廃棄物受入に関する合意形成	

表 3-4 役割と業務内容（参考：風間浦村地域防災計画）

役割	業務内容	担当課等
①・事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部、防災会議 ・避難場所の指定開設、避難指示 ・被害状況の把握 ・職員の招集配置（職員の安全確保、安否確認） ・庁内（各班）、国、県、支援団体、他の市町村、自衛隊との連絡調整及び応援要請 ・災害の取材、広報、広聴 ・緊急通行車両の確認証明 ・住民相談窓口 ・資金、必要な資材物品の調達 	<ul style="list-style-type: none"> ・総務課 ・議会事務局
②・車両、資機材、工事契約	<ul style="list-style-type: none"> ・車両の確保及び配車 ・応急復旧工事の請負契約 ・バス緊急輸送の確保、運行路線の確保及び広報 ・資機材や燃料の確保 ・緊急輸送車両の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・企画政策課
③・被害状況、被害者実態調査	<ul style="list-style-type: none"> ・建物及び工作物の被害状況並びに被害者実態調査 ・被害者台帳作成、罹災証明作成 	<ul style="list-style-type: none"> ・税務国保課
④・出納	<ul style="list-style-type: none"> ・災害関係経費の出納 ・義援金の受領保管 	<ul style="list-style-type: none"> ・出納室
⑤・学校	<ul style="list-style-type: none"> ・学校施設の被害調査、応急対策 ・職員の非常招集、避難所の開設運営への協力 ・被害児童生徒（幼児を含む）の調査及び保健、環境衛生対策 ・応急の教育、学用品の調達 ・社会教育施設、社会体育施設、文化財及び文化施設の被害調査、応急対策 	<ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会

<p>⑥・ゴミ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・し尿 ・衛生 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物処理班の設置 ・仮置場の設置、運営、撤去 ・仮設トイレの設置、運営、撤去 ・ごみ、し尿（避難所・一般家庭）収集・処理 ・一般廃棄物処理施設、車両等の資機材の状況確認 ・避難所における清掃活動、衛生材料の調達 	<ul style="list-style-type: none"> ・村民生活課
<p>⑦・解体撤去</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・がれき・家屋の解体撤去事業の運営管理 （解体については、罹災証明書の確認の上、公費解体もしくは自費解体での対応となる） ・各仮置場への収集運搬 	<ul style="list-style-type: none"> ・村民生活課
<p>⑧・処理</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・再生利用、最終処分の実施 （広域処理のため、一部事務組合と連絡の上、実施） 	<ul style="list-style-type: none"> ・村民生活課
<p>⑨・道路</p> <ul style="list-style-type: none"> ・村営住宅 ・観光関係 ・農林水産 ・水道 ・河川 	<ul style="list-style-type: none"> ・道路、橋りょう、漁港被害調査、応急対策 ・商工、観光、村営住宅の被害調査、応急対策 ・水防及び障害物の除去 ・給水活動 	<ul style="list-style-type: none"> ・産業建設課

2. 情報収集及び連絡体制

発災後迅速に災害廃棄物処理体制を構築し処理を進めるため、速やかに災害廃棄物の発生量や廃棄物処理施設の被害状況等について情報収集を行う。

収集した情報は災害対策本部に集約し、一元管理を行うとともに、県との連絡窓口を明確にし、発災直後だけでなく定期的に情報収集を行う。また、災害発生時の連絡体制については、携帯電話以外の複数の通信手段（移動型防災無線等）も確保する。

表 3-3 被災時に収集すべき情報

区分	情報収集する項目	目的
災害廃棄物の発生状況	○ 災害廃棄物の種類と量 ○ 支援ニーズ	処理体制の構築支援
一般廃棄物処理施設の被災状況	○ 被災状況 ○ 復旧見通し ○ 支援ニーズ	
収集運搬体制	○ 道路情報 ○ 収集運搬車両の被害状況	
仮置場設置状況	○ 仮置場の位置と規模 ○ 必要資材の調達状況	
腐敗性廃棄物・有害廃棄物の発生状況	○ 腐敗性廃棄物の種類と量及び処理状況 ○ 有害廃棄物の種類と量及び保管状況	生活環境の保全に向けた支援

3. 関係機関との連携

災害廃棄物処理にあたっては、風間浦村が主体となり自区内処理を行うことが基本となるが、被災状況や災害廃棄物の発生量によっては、県および周辺自治体等との協力・連携により広域的な処理を進める。

県と県内全市町村が参加している「災害時における青森県市町村相互応援に関する協定」等を活用し、必要な支援や、県職員や他市町村職員の派遣について協議・調整を依頼する。

表 3-4 風間浦村の災害時の相互応援協定(自治体間)

協定名	協定相手先	締結年月日	協力内容
災害時における青森県市町村相互応援に関する協定	青森県及び 40 市町村	H30. 12. 6	物資、資材の提供、救援救護、車輛や職員の派遣など

また、風間浦村では、下記のとおり民間事業者と協定を締結していることから、発災時には円滑な災害廃棄物処理体制を構築するために、速やかに協力を依頼する。

表 3-5 風間浦村が民間事業者団体と締結している災害廃棄物に関する協定

協定名	担当課	協定相手先	締結年月日	協力内容
なし	—	—	—	—

県では、以下のとおり民間事業者団体と協力を締結していることから、これらの協定も活用する。

表 3-6 青森県が民間事業者団体と締結している災害廃棄物に関する協定

協定名	県担当課	協定相手先	締結年月日	協力内容	費用負担
無償団体救援協定	環境政策課	青森県環境整備事業協同組合	H16. 12. 1	災害時におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬	無償
災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定	環境政策課	(一社) 青森県産業資源循環協会	H20. 3. 19 (R3. 3. 1改訂)	災害発生時における災害廃棄物の処理等	市町村負担
大規模災害時における建築物等の解体撤去の協力に関する協定	防災危機管理課	(一社) 青森県解体工事業協会	H24. 5. 10	大規模災害が発生した場合における建築物等の解体及び災害廃棄物の撤去	市町村負担

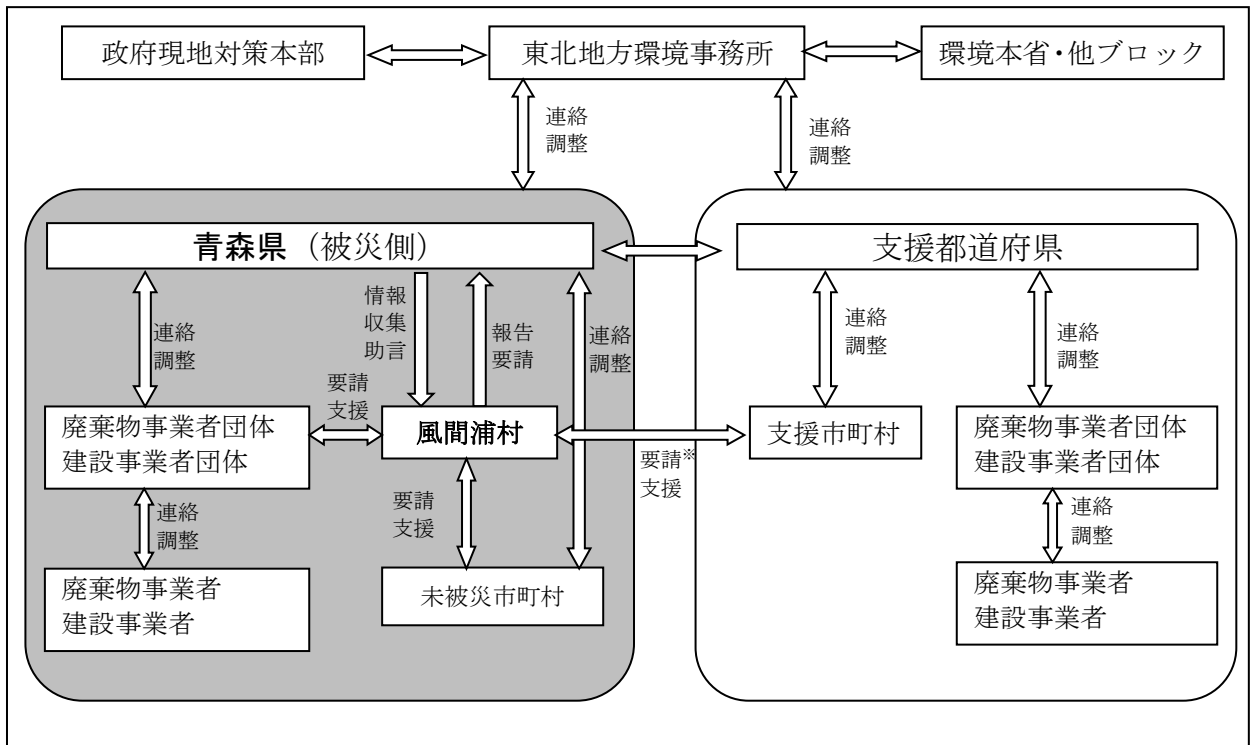


図 3 - 2 災害廃棄物処理に係る広域的な相互協力体制の概念図

第4章 災害廃棄物処理

1. 災害廃棄物発生量推計

災害廃棄物の品目別の組成及び発生原単位は、災害廃棄物対策指針（環境省、平成30年3月改定）技術資料1-11-1-1）による。

表4-1 災害廃棄物種類別割合（参考：対策指針（技術資料1-11-1-1））

区分	重量割合	算定に用いたデータ
可燃物	18%	東日本大震災の実績を基に設定した種類別割合 ・宮城県「災害廃棄物処理実行計画（最終版）」 ・岩手県「災害廃棄物処理詳細計画（第二次改訂版）」
不燃物	18%	
コンクリートがら	52%	
金属	6.6%	
木くず（柱角材）	5.4%	

推計式4-1 災害廃棄物発生量の推計方法（同）

<p>1) 地震による建物の全壊・半壊被害が発生した場合 災害廃棄物発生量 ＝全壊棟数×発生原単位（ア）＋半壊棟数×発生原単位（イ）</p> <p>2) 津波・水害による浸水被害が発生した場合 災害廃棄物発生量 ＝床上浸水世帯数×発生原単位（ウ）＋床下浸水世帯数×発生原単位（エ）</p> <p>3) 地震による建物の全壊・半壊被害、津波による浸水被害が発生した場合 災害廃棄物発生量＝1)＋2)</p> <p>4) 地震による建物の全壊・半壊被害、津波による浸水被害、津波堆積物が発生した場合 災害廃棄物発生量＝1)＋2)＋津波浸水面積（㎡）×発生原単位（オ）</p> <p>発生原単位（ア）～（オ）は、表4-3の、建物被災状況等ごとの発生原単位とします。</p>

表4-2 災害廃棄物の発生原単位（同）

	建物被災状況等	発生原単位
(ア)	全壊	117 t／棟
(イ)	半壊	23 t／棟
(ウ)	床上浸水	4.6 t／世帯
(エ)	床下浸水	0.62 t／世帯
(オ)	津波堆積物	0.024 t／津波浸水面積（㎡）

発生量の内訳は表４－３および表４－４のとおりである。

表４－３ 地震災害における災害廃棄物推計量 (t)

地震名	津波堆積物	災害廃棄物	合計
想定太平洋側海溝型地震	80,300	77,983	158,283
想定日本海側海溝型地震	0	0	0
想定内陸直下型地震	0	0	0
合 計	80,300	77,983	158,283

出典：青森県災害廃棄物処理計画 資料編（青森県 平成 30 年 3 月）

表４－４ 水害（土砂災害）における災害廃棄物発生量 (t)

水害（土砂災害）	災害廃棄物
風間浦村内河川氾濫	16,548
合計	16,548

表４－５ 種類別の災害廃棄物発生量(t)

種類	想定太平洋側海溝型地震	想定日本海側海溝型地震	想定内陸直下型地震	風間浦村内河川氾濫	
可燃物	14,037	0	0	2,979	
不燃物	14,037	0	0	2,979	
コンクリートがら	40,551	0	0	8,605	
金属くず	5,147	0	0	1,158	
柱角材（木くず）	4,211	0	0	827	
津波堆積物	80,300	0	0		
合 計	158,283	0	0	16,548	

発災後においては、建物の被害棟数や水害等の浸水範囲を把握し、収集した情報を基に発生量を予測する。

2. 処理スケジュール

想定される発生量と処理施設の処理可能量等から、最長3年を目途に処理スケジュールを定める。

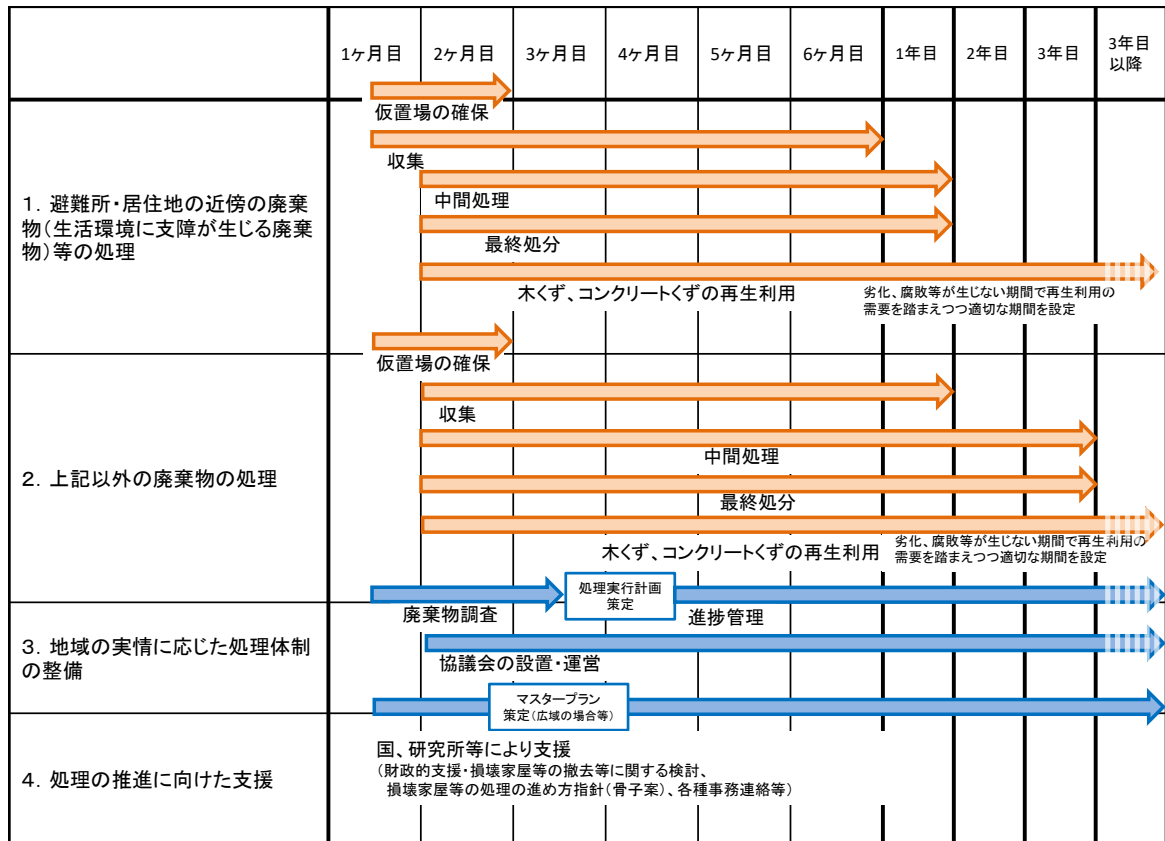


図4-1 災害廃棄物処理スケジュール

3. 処理フロー

災害廃棄物の処理方針、発生量・処理可能量等を踏まえ、災害廃棄物の種類毎に、分別、中間処理、最終処分、再資源化の方法とその量を一連の流れで示し、処理方針を検討するために処理フローを作成するものである。

災害廃棄物の分別過程においてリサイクルが困難な、可燃物・不燃物の量を推計し、地域の廃棄物処理施設において焼却処分や最終処分の方法を検討する。自区域内の処理施設において処理できないものは広域的な処理を検討する。

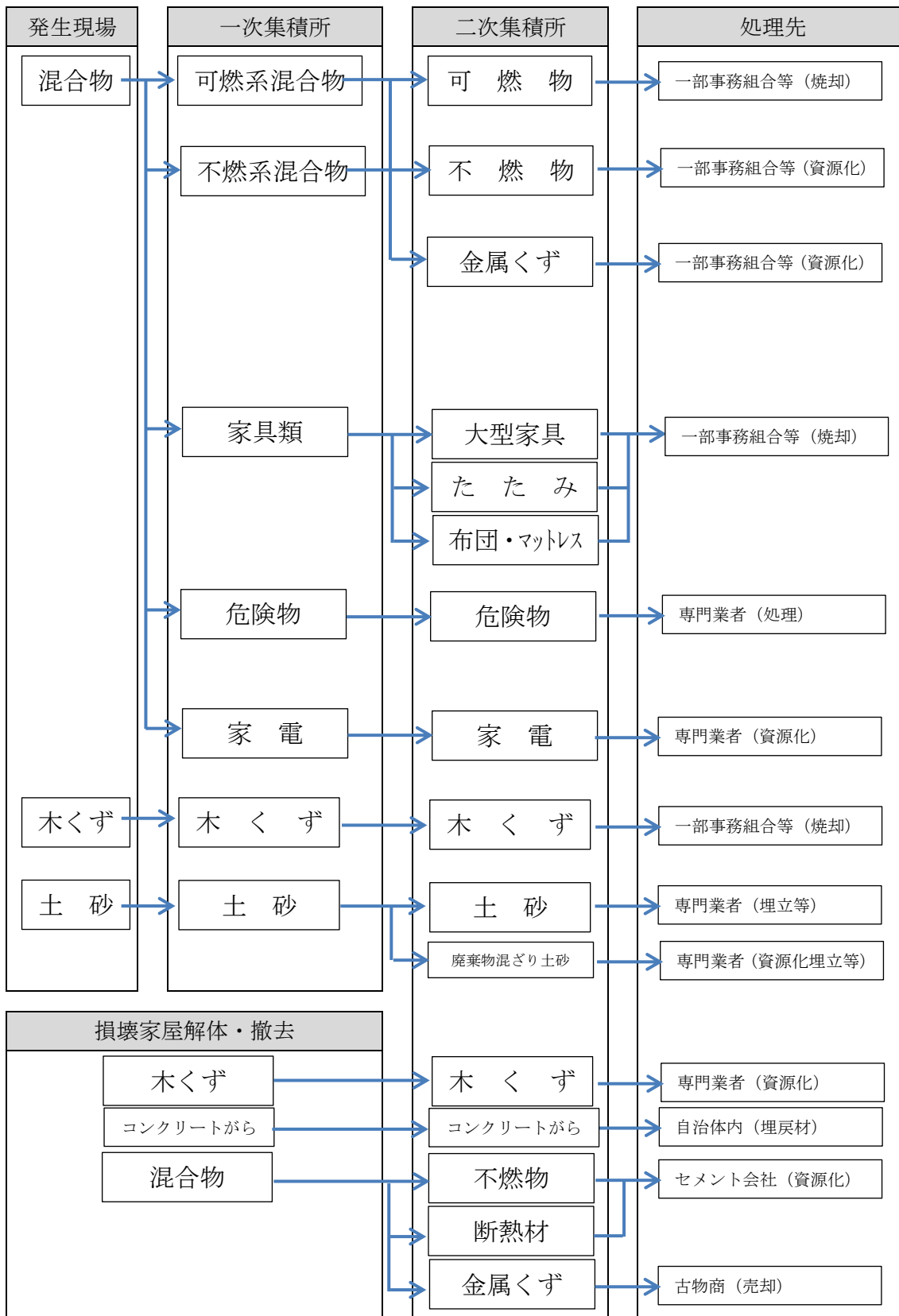


図4-2 処理フローの例

4. 収集運搬計画

生活ごみの収集運搬体制を確保しつつ、災害時における収集運搬方法・ルート、優先的に回収する災害廃棄物の種類、必要となる資機材、連絡体制・方法等の災害廃棄物の収集運搬体制を整備する。

また、災害廃棄物処理に関する住民や事業者の理解の促進と分別意識の向上を図るため、収集運搬に当たっての災害廃棄物の分別・排出方法について、啓発・広報を行う。

収集運搬については、以下の点に留意する。

表4-6 収集運搬体制の整備にあたっての検討事項(参考：対策指針 P2-29)

項目	検討事項
収集運搬車両の位置付け	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域防災計画の中に緊急車両として位置付ける。
優先的に回収する 災害廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> ○ 有害廃棄物・危険物を優先回収する。 ○ 冬季は着火剤などが多く発生することが想定され、混合状態となると爆発や火災等の事故が懸念されるため、これらのものが発見された際は優先的に回収する。 ○ 夏季は上記に加え、腐敗性廃棄物についても優先回収する。
収集方法	<ul style="list-style-type: none"> ○ 戸別収集又はステーション収集。 (仮置場への個人の持込みを認めた場合、仮置場周辺において渋滞が発生することも懸念される。) ○ 陸上運搬（鉄道運搬を含む）、水上運搬。 (道路などの被災状況により収集運搬方法を決定する。場合によっては、鉄道輸送や水上運搬の可能性も調査する。例えば、被災現場と 処理現場を結ぶ経路に鉄道や航路があり、事業者の協力が得られ、これらを利用することで経済的かつ効率的に収集運搬することが可能であると判断される場合など。)
収集運搬ルート 収集運搬時間	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域住民の生活環境への影響や交通渋滞の発生防止など総合的な観点から収集運搬ルートを決める。 ○ 収集運搬ルートだけでなく、収集運搬時間についても検討する。
必要資機材 (重機・収集運搬車両など)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 水分を含んだ畳等の重量のある廃棄物が発生する場合は、積込み・積降ろしに重機が必要となる。収集運搬車両には平積みダンプ等を使用する。
連絡体制・方法	<ul style="list-style-type: none"> ○ 収集運搬車両に無線等を設置するなど、災害時における収集運搬車両間の連絡体制を確保する。
住民への周知	<ul style="list-style-type: none"> ○ 収集ルートや日時などを住民に周知する。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ○ 収集運搬車両からの落下物防止策などを検討する。

5. 仮置場の設置等

災害廃棄物により生活環境に支障が生じないようにするために発災後速やかに仮置場を設置し、生活圏から災害廃棄物を除去する。災害廃棄物は膨大な量になると見込まれる上、直接処理施設への搬入が困難になることが想定されることから、仮置場を設置するものとし、平時からその候補地を選定する。

仮置場の開設に当たっては、管理する人員（仮置場の全体管理、車両案内、荷降ろし、分別の手伝い、夜間の警備（不法投棄、盗難防止）等）や資機材（廃棄物の下に敷くシート（鉄板）、粗選別等に用いる重機、仮置場の周辺を囲むフェンス、飛散防止のためのネット、分別区分を示す立て看板、害虫発生防止のための薬剤等）が必要となることから、必要となる資機材の種類と量、仮置場の管理・指導の担い手（市町村や一部事務組合の職員、退職者等）について検討する。

(1) 仮置場の必要面積

仮置場の必要面積を次のとおり算定した。

推計式4-1 仮置場の必要面積の算定方法例

(参考：対策指針(技術資料1-14-4))

1 面積の推計方法の例

【前提条件】

- ・ 災害廃棄物の集積量の内訳は、可燃物 18%、不燃物 18%、コンクリートがら 52%、金属 6.6%、木くず(柱角材) 5.4%とします。

面積 = 集積量 ÷ 見かけ比重 ÷ 積み上げ高さ × (1 + 作業スペース割合)

集積量 = 災害廃棄物の発生量 - 処理量 (※下記計算式に当てはめると、集積量 = 発生量の 2/3 となります。)

災害廃棄物の発生量 : 発生した災害廃棄物の総量であり、仮置場への搬入が、発災後 1 年目で完了するものと仮定します。

処理量 = 災害廃棄物の発生量 ÷ 処理期間

- 災害廃棄物の発生量を処理期間(年)で除して求められる値(発災後 1 年目での処理量)とします。
- 処理期間 : 3 年

見かけ比重 (t/m³) : 可燃物 0.4、不燃物 1.1、コンクリートがら 1.48、金属 1.13、木くず(柱角材) 0.55

積み上げ高さ : 5 m 以下が望ましい(本計画では 5 m を用いる。)

作業スペース割合 : 0.8 ~ 1 (本計画では 0.8 を用いる。)

2 簡易推計式の例

面積 (m²) = 震災廃棄物の発生量 (千 t) × 87.4 (m²/t)

表 4-7 仮置場の必要面積

災害名	災害廃棄物発生量	仮置場の必要面積
想定太平洋側海溝型地震	158,283 t	3,705 m ²
想定日本海側海溝型地震	0 t	0 m ²
想定内陸直下型地震	0 t	0 m ²
風間浦村内河川氾濫	16,548 t	2,386 m ²

出典：地震については「青森県災害廃棄物処理計画 資料編」（青森県 平成 30 年 3 月）を参考にした。水害については独自に計算

（2）仮置場の候補地

候補地は次の点を考慮して選定する。

- ① 病院・学校・水源などの位置に近接する場所や住宅地（特に住宅密集地）でないこと。
- ② 応急仮設住宅など他の土地利用のニーズがないこと。
- ③ 公園、廃棄物処理施設、港湾施設等の公有地（市有地、県有地、国有地等）であること。
- ④ 未利用工場跡地等で長期間利用が見込まれない私有地（借上げ）であること。
- ⑤ 二次災害や生活環境、地域の基幹産業等への影響が小さい地域であること。

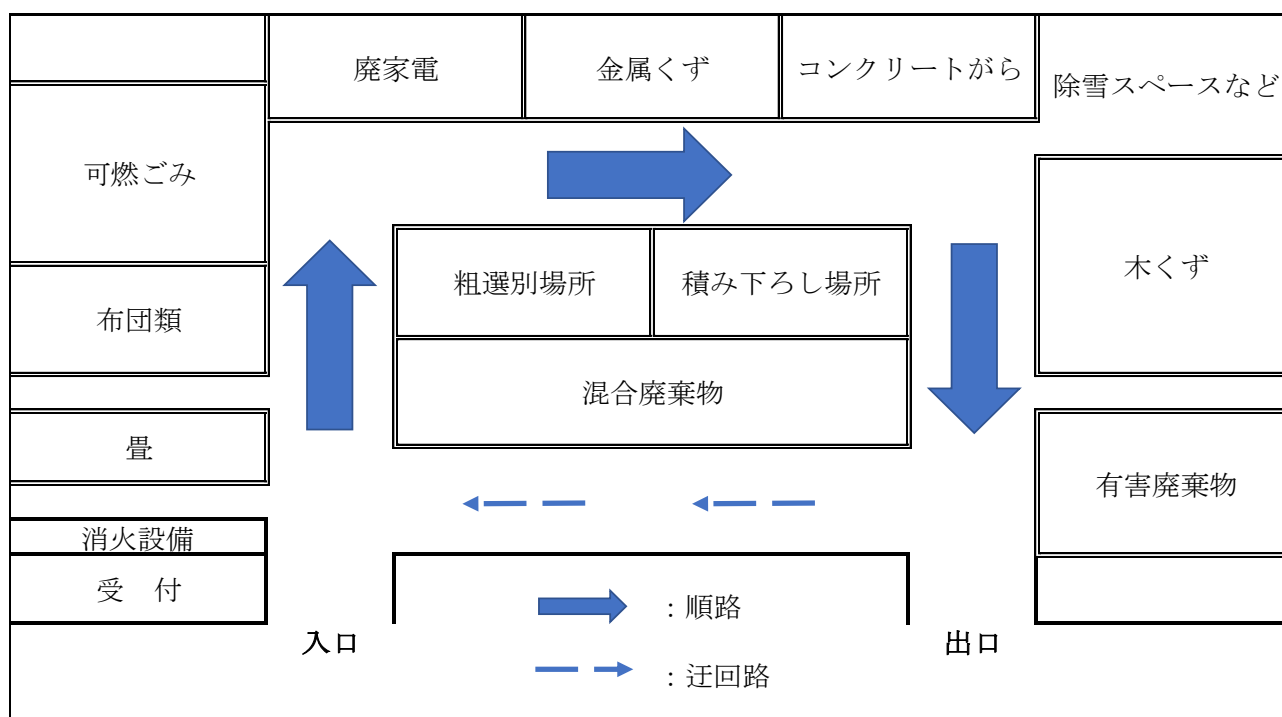
風間浦村における仮置場候補地は表 4-8 のとおりとする。

※あくまでも候補地のため、被災の状況、災害廃棄物の量によって、他に適した土地を仮置場として決定してもよい。

表 4-8 仮置場候補地リスト

名 称	所在地	概算面積 (㎡)	仮置場必要 目安 (㎡)	管理者 連絡先
・蛇浦漁港 内	風間浦村大字蛇浦 字蛇浦 96	一部 1,403	864	風間浦村 0175-35-2111
・旧易国間小学校グラウンド	風間浦村大字易国間 字大川目 21-3	一部 1,524	1,320	風間浦村 0175-35-2111
・桑畑漁港 内	風間浦村大字易国間 字上ノ畑地内	一部 1,404	213	風間浦村 0175-35-2111
・下風呂漁港 内	風間浦村大字下風呂 字下風呂 127	一部 1,689	1,309	下北地域県民局 地域農林水産部 下北地方水産事務所 0175-22-8581
・易国間漁港 内	風間浦村大字易国間 字新町 46	※必要目安分確保できず 「わずか」の時のみ		下北地域県民局 地域農林水産部 下北地方水産事務所 0175-22-8581
・桑畑温泉駐車場	風間浦村大字易国間 字上ノ畑 1-1	一部 359	213	風間浦村 0175-35-2111
・旧下風呂小学校グラウンド	風間浦村大字下風呂 字甲平ノ上 18-1	一部 1,876	1,309	風間浦村 0175-35-2111
合 計			5,228	

図 4-3 仮置場のレイアウト例



6. 処理困難物への対応

風間浦村で通常収集・処理を行っていない災害廃棄物は、あらかじめ県及び民間事業者と取扱い方法を検討し、処理方法を定める。

有害物質取扱事業所を所管する関係機関と連携し、厳正な保管及び災害時における対策を定める。

表 4-9 発生する可能性のある処理困難物とそれらへの対応方針

処理困難物	概要	対応方針
①廃自動車	水害による流出や道路や建物等の破壊により発生する。所有権の扱いや保管場所、保管時の管理方法等、取り扱いに注意を要する。	自動車リサイクル法に則り処理する。車両の撤去・移動や所有者の引き取りの意思確認、所有者もしくは引取業者（自動車販売業者、解体業者）に引き渡すまでの仮置場での保管を行う。
②畳	水害による浸水や家屋解体等に伴い発生する。浸水した場合の腐敗対策や保管場所、処分先の確保において困難を伴う。	焼却炉の条件に応じて前処理を行い、焼却処理する。保管中の腐敗対策、火災に留意する。
③流木	水害による斜面崩壊による土砂災害などに伴い発生する。重量物であり、根元に多量に土砂が付着することがあり、取り扱いや保管場所の確保に困難を伴う。	根元に付着した土砂はふるい選別等により可能な限り除去する。木材部分は、柱角材として再利用するが、木材の保存状態に応じてチップ化や、焼却処理を行う。
④廃タイヤ	水害で流出した自動車や自動車修理工場やタイヤ販売店からの流出に伴い発生する。中空構造により嵩張り、保管場所確保に困難を伴う。また、一度燃えはじめると消火困難である。	廃タイヤのリサイクル事業者へ引き渡すが、汚れの状態等に応じて洗浄等の措置を行い、リサイクル事業者の受入れ条件に合わせる。自動車についているタイヤは廃自動車と同じルートで処理する。
⑤石膏ボード	建物の倒壊、解体により発生する。水濡れにより再生不可能となるため、保管に注意を要する。また、カドミウム、ヒ素、アスベストを含有する製品もあり、取り扱いに注意を要する。	管理型最終処分場へ処分するが、アスベスト等有害物質を含有する場合、適正な措置を施したうえで処分する。
⑥消防法で定める危険物	消防法で定められた、①火災発生の危険性が大きい、②火災が発生した場合に火災を拡大する危険性が大きい、③火災の際の消火の困難性が高いなどの性状を有する物品	最終的には、専門業者への処理を委託するが、物質の種類に応じて、火災防止策に留意して管理する。
⑦高圧ガス容器	水害による流出や建物の倒壊により LP ガス等の高圧ガスを封入したガス容器が発生する。ガス容器は内部温度上昇による爆発の可能性があるため、取り扱いに注意を要する。	最終的には、専門業者への処理を委託するが、ボンベの内容物の確認、運搬時の衝撃防止、火気の忌避などに留意して管理する。
⑧漁具・漁網	津波による漁業関係施設等からの流出に伴い発生する。鉛などの有害物を含む場合があるため、取り扱いに注意を要する。	重機・切断機で粗破碎し、手作業で鉛を取り除き金属回収し、リサイクルできない網やロープは焼却処理、埋立処分する。

⑨津波堆積物	津波の濁流による土砂の堆積に伴い発生する。大量に発生する場合もあることから、保管場所の確保に困難を伴う。	津波堆積物は、埋め戻し材、盛土材等の土木資材としての有効利用を優先する。
⑩水産系廃棄物	津波等による漁港施設の被災に伴い発生する。腐敗性が強く、公衆衛生の確保のため対応を優先する必要がある。	焼却処理等を行うが、衛生対策として、消毒剤や石灰脱臭剤を散布する。
⑪廃船舶	津波による流出により発生する。素材によって処理先が異なることから取り扱いに注意を要する。	所有者が行うことを原則とするが、所有者の特定が困難な場合は、市町村が船舶の素材に応じて処理を行う。
⑫収穫米	米貯蔵施設の浸水に伴い発生する。腐敗性が強く、公衆衛生の確保のため対応を優先する必要がある。	焼却処理、埋立処分等を行う。
⑬飼料・肥料	農家等の農業・畜産資材倉庫の解体や浸水等に伴い発生する。悪臭、虫の発生など、生活環境保全の支障が生じるおそれがあるため、取り扱いに注意を要する。	最終的には焼却処理、埋立処分等を行うが、可能な限りフレコンバック等に袋詰めを実施する。
⑭農機具類	農家等の農業資材倉庫の解体や浸水等に伴い発生する。保管場所、保管時の管理方法等、取り扱いに注意を要する。	最終的には、専門業者への引取を委託するが、燃料やバッテリーを取り出して保管する。
⑮石油ストーブ	家屋解体や津波や水害による流出等に伴い発生する。保管場所、保管時の管理方法等、取り扱いに注意を要する。	平時の処理ルートを活用して、粗大ごみとして処理を行うが、燃料タンクと電池を取り外して保管する。
⑯海水等水分が混入した燃料	津波や水害による浸水に伴い発生する。リサイクル不可であるため、処分先の確保において困難を伴う。	リサイクル不可であるため、他の焼却対象物に染み込ませて焼却処理を行う。
⑰PCB 廃棄物	発電施設の倒壊、解体により発生する。PCB は周辺環境の汚染や住民の健康被害が懸念されることから対応を優先する必要がある。	最終的には、専門業者への処理を委託するが、PCB 廃棄物が飛散、流出、地下浸透、腐食しないよう必要な対策を講じ保管する。
⑱太陽光発電設備	建物の倒壊により発生する。太陽光発電設備は、接近又は接触すると感電する恐れがあることから、保管時の管理方法等、取り扱いに注意を要する。	運搬および保管にあたっては、感電防止の他、破損等による怪我の防止や水濡れ防止等必要な対策を講じる。
⑲蓄電池	建物の倒壊や津波、水害による流出に伴い発生する。蓄電池は、接近又は接触すると感電する恐れがあることから、保管時の管理方法等、取り扱いに注意を要する。	作業にあたっては、感電防止対策を講じる。
⑳火山灰	火山の噴火により発生する。火山灰は風による飛散や降雨による流出が懸念され、取り扱いに注意を要する。	最終的には、土砂として土捨て場等で処分を行う。保管中は飛散・流出防止等の必要な対策を講じる。

7. 環境対策

災害廃棄物の処理にあたっては、迅速な対応が求められるとともに、住民の健康や生活環境の保全に配慮して適正に処理を行う必要があるため、仮置場や損壊家屋等の解体・撤去現場等において実施する県計画及び対策指針に基づいた環境対策を予め整理する。

表4-10 災害廃棄物処理における環境影響と環境対策（参考：対策指針(技術資料1-14-7)）

項目	環境影響	対策例（発災時）
大気	<ul style="list-style-type: none"> ○ 解体・撤去、仮置場での作業における粉じんの飛散 ○ 石綿含有廃棄物（建材等）の保管・処理における飛散 ○ 災害廃棄物保管における有害ガス、可燃性ガスの発生 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 定期的な散水の実施 ○ 保管、選別、処理装置への屋根の設置 ○ 飛散防止ネットの設置 ○ フレコンバッグへの保管 ○ 搬入路への鉄板敷設等による粉じんの発生抑制 ○ 運搬車両退出時のタイヤ洗浄 ○ 収集時や作業時における目視による石綿分別の徹底 ○ 作業環境、敷地境界での石綿の測定監視 ○ 仮置場の積み上げ高さ制限、危険物分別による可燃性ガス発生や火災発生の抑制
騒音・振動	<ul style="list-style-type: none"> ○ 撤去・解体等処理作業における騒音・振動 ○ 仮置場への搬入、搬出車両の通行における騒音・振動 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 低騒音・低振動タイプの機械、重機の使用 ○ 処理装置の周囲等に防音シートを設置
土壌汚染	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害廃棄物から周辺土壌への有害物質等の漏出 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 敷地内に遮水シートを敷設 ○ PCB等の有害廃棄物の分別保管
臭気	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害廃棄物からの悪臭 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 腐敗性廃棄物の優先的な処理 ○ 消臭剤、脱臭剤、防虫剤の散布、シートによる被覆等
水質	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害廃棄物に含まれる有害物質の降雨等による公共水域への流出 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 敷地内に遮水シートを敷設 ○ 敷地内で発生する排水、雨水の処理 ○ 水たまりを埋めて腐敗防止

広域処理

風間浦村内には一般廃棄物処理施設や産業廃棄物処理施設がないため、発災から期間が長引き、復旧・復興に時間がかかると判断した場合及び仮置場の能力が不足してきた場合、速やかに広域的な処理・処分を検討する。広域的な処理が必要な場合は、県や関係市町村と調整する。

9. 事務委託

災害廃棄物は原則として市町村が処理主体となるが、大規模災害等により行政機能が喪失した場合、地方自治法第 252 条の 14 の規定に基づき、県と災害廃棄物処理の事務委託の範囲を協議したうえで、県へその事務を委託する。

なお、事務委託に当たっては、委託する風間浦村及び受託する県双方の議会の議決が必要となるため事務委託するかどうかは迅速に判断する必要がある。

10. 損壊家屋の解体・撤去

損壊家屋等は私有財産であるため、その処理は原則として、所有者が実施するが、通行上の支障がある場合や倒壊の危険性が高い場合については、所有者の意思を確認した上で、適切に対応する。

風間浦村が実施する家屋の解体等に当たっては、以下を考慮する。

- ① 公費での解体は、基本的に罹災証明書で全壊と判定されたものとする。
- ② 可能な限り所有者等へ連絡を行い、調査計画を事前に周知した上で被災物件の立ち入り調査を行う。
- ③ 一定の原型を留めた建物及び倒壊の危険があるものは土地家屋調査士を派遣し、建物の価値について判断を仰ぐ。
- ④ 撤去・解体の作業開始前および作業終了後に、動産、思い出の品等を含めて、撤去前後の写真等の記録を作成する。
- ⑤ 撤去及び解体作業においては、安全確保に留意し、適宜散水を行うとともに、適切な保護具を着用して作業を実施する。
- ⑥ 廃棄物を仮置場へ撤去する場合は、木くず、がれき類、金属くず等の分別に努め、できるだけ焼却及び埋立の処分量の減量化に努める。

11. 思い出の品等への対応

思い出の品について、廃棄せず、回収・保管し、可能な限り所有者に引渡す。

また、歴史的遺産、文化財等が、他の災害廃棄物と混在しないよう、建物の解体、災害廃棄物の撤去等を行う者等に処理の留意点の周知徹底を図るとともに、必要な措置を行い、保護・保全に努める。

表4-11 思い出の品等の取扱方法例（参考：対策指針（技術資料1-20-16））

項目	内容
対象例	<ul style="list-style-type: none"> ・所有者等にとって価値があると認められるもの（位牌、アルバム、卒業証書、賞状、成績表、写真、手帳、パソコン、ハードディスク、USBメモリ等記録媒体、携帯電話、ビデオ、デジタルカメラ、金庫）及び貴重品（財布、通帳、ハンコ、株券、金券、商品券、古銭、貴金属類）等
回収方法	<ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物の撤去現場や建物の解体現場で発見された場合は、その都度回収する。 ・住民・ボランティアの持込みによって回収する。 ・現場や人員の状況により、思い出の品回収チームを作り回収する。
保管方法	<ul style="list-style-type: none"> ・土や泥が付着している場合は、洗浄、乾燥させた上で、市町村の公共施設で保管・管理する。 ・発見場所や品目等の情報が分かる管理リストを作成し管理する。 ・保管・管理に当たっては、思い出の品等に個人情報が含まれる点に留意する。
所有者等の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村の公共施設で保管・閲覧し、申請により確認する。
返却方法	<ul style="list-style-type: none"> ・閲覧や引渡しの日時を設定し、持ち主に返却する。 ・基本は面会引渡しとする。本人確認ができる場合は郵送引渡しも可とする。 ・貴重品等は、速やかに警察に届けを行った上で、警察へ引き渡す。

12. 国庫補助金(災害等廃棄物処理事業費補助金及び廃棄物処理施設災害復旧費補助金)の活用

大量の災害廃棄物の処理には多額の経費が必要であり、被災市町村のみで対応することが困難なため、国の補助事業の活用が必要になる。

環境省においては、「災害等廃棄物処理事業費補助金」「廃棄物処理施設災害復旧費補助金」の2種類の災害関係補助金がある。国への申請手続きは、県を經由して行われることになるため、県・市町村は円滑な事業実施のため、発災後早期に国と緊密な情報交換を行う。

国庫補助金を活用する場合、補助対象事業限度額を決めるため、査定官(地方環境事務所担当官)及び立会官(地方財務局担当官)による災害査定を受ける。

補助金申請においては、災害廃棄物処理事業の内容や処理費用について、会計事務が適正に行われていることを示す積算書や契約書の写し、管理日報、被害写真等多くの書類作成が必要になるため、人員確保に留意する必要がある。

○災害等廃棄物処理事業費補助金(災害廃棄物の処理)

一定レベル以上の災害により、それに起因した廃棄物が発生し、生活環境の保全上特に必要とされる廃棄物等の処理にかかる事業費(諸経費等を除く)が40万円以上となる場合が対象。補助率1/2(地方負担分についても大部分は地方交付税措置あり)。

○廃棄物処理施設災害復旧費補助金(廃棄物処理施設の復旧)

一定レベル以上の災害により、一般廃棄物処理施設や市町村設置型浄化槽等に一定以上の被害があった場合が対象。補助率1/2(同)。

第5章 避難所ごみ及びし尿の処理

1. 避難所ごみ

- ・避難所ごみを含む生活ごみは、災害廃棄物とは区別し、仮置場に搬入せず既存の施設で処理を行う。
- ・次の事項を勘案して、避難所ごみの計画的な収集運搬・処理を行う。
 - ① 避難所ごみの一時的な保管場所の確保（焼却等の処理前に保管が必要な場合）
 - ② 支援市町村等からの応援を含めた収集運搬・処理体制の確保。
- ・ただし、以下の表は実害を被る場合の避難者数であり、二次災害（地区の停電や断水）により通常の生活が難しいなどの理由による避難者は含まれない。

推計式5-2 避難所ごみの発生量の推計量（*：わずか）

災害の種類	避難者数 (人)	1人1日あたりの 排出量 (g/人日)	発生量 (t/日)
想定太平洋側海溝型地震	1,300	920 g/人日	1.2 t/日
想定日本海側海溝型地震	—	—	—
想定内直下型地震	*	*	*
水害（土砂災害）	457	920 g/人日	0.42 t/日

※避難所ごみの発生量＝避難者数×発生原単位（g／人日）

※生原単位：各市町村の生活系1日1人あたりのごみの排出量

令和4年4月～12月（可燃・不燃・資源・粗大）平均1日1人920g排出

2. 仮設トイレ等し尿処理

避難所における避難者の生活に支障が生じないよう必要な数の仮設トイレ（簡易トイレ、消臭剤、脱臭剤等を含む）を確保し、設置する。設置後は計画的に管理を行うとともに、し尿の収集・処理を行う。

推計式5-1 仮設トイレの必要基数（参考：対策指針（技術資料1-11-1-2））

仮設トイレの必要数〔基〕 $= \text{避難者数〔人〕} \times \text{し尿原単価} 1.7 \text{〔L/人・日〕} \times 3 \text{〔日/回〕} \div \text{仮設トイレの便槽容量}$ ……(例：400L)……

表5-1 仮設トイレの必要数（*：わずか）

災害の種類	避難者数	し尿原単位	し尿発生量	収集頻度	仮設トイレの便槽容量	必要数
想定太平洋側海溝型地震	1,300	1.7L/人・日	2,210	3日/1回	約400L/基	17
想定日本海側海溝型地震	—	1.7L/人・日	—	3日/1回	約400L/基	—
想定内陸直下型地震	*	1.7L/人・日	*	3日/1回	約400L/基	*
水害（土砂災害）	457	1.7L/人・日	777	3日/1回	約400L/基	6

※仮設トイレ必要数には避難場所に既存のものも含む。

表5-2 収集運搬許可業者（し尿）

業者名	許可車両種別・台数	住所	電話
(有)風間浦清掃	衛生車2台6,000ℓ×2	風間浦村大字易国間 字小倉畑17-229	0175-35-2126

平常時から行っておいた方がよいもの

- ・仮設トイレ、マンホールトイレ（災害時に下水道管路にあるマンホールの上に設置するトイレ）、簡易トイレ（災害用携帯型簡易トイレ）、消臭剤、脱臭剤等の備蓄を行う。
- ・仮設トイレ等の備蓄数は、し尿の推計発生量を基に決定する。

第6章 その他

1. 住民等への啓発・広報

災害廃棄物の処理を適性かつ円滑に進めるためには、住民の理解が重要であるため、特に仮置場の設置・運営、ごみの分別方法、便乗ごみの排出防止等においては、周知すべき情報を早期に分かりやすく提供する。

情報伝達手段としては、防災無線、ホームページ、広報誌、説明会、毎戸配布、避難所への掲示等、被災状況や情報内容に応じ活用する。

表6-1 広報する情報

項目	内容
災害廃棄物の収集方法、収集期間	・戸別収集の有無、排出場所、分別方法、家庭用ガスボンベ等の危険物、フロン類含有廃棄物の排出方法等
仮置場の設置	・仮置場の場所、搬入時間、曜日等、仮置場の利用方法 (誘導路、案内図、配置図) ※仮置場に持ち込んではいけないもの(生ごみ、引火性のものなど) ※便乗ごみの排出禁止や不法投棄、不適正処理の禁止についても合わせて周知する。
市町村への問い合わせ窓口、ボランティア支援依頼窓口	
災害廃棄物処理の進捗状況	町全域及び地区ごとの処理の進捗状況、今後の計画

【例】

仮置場に持ち込む災害廃棄物の分別について

被災した家屋の整理・清掃をされる際、さまざまなごみが発生しますが、後々のごみ処理を行うにあたり、次のように分別されますようにご協力をお願いいたします。

また、搬入の際、ガレキ類は袋などから出して指定の場所に置いてください。投げ込む行為は危険ですので絶対にしないようお願いいたします。

○分別の区分

- ①木材(家具等) ②被災可燃ごみ ③畳、布団類 ④家電4品目(TV、冷蔵庫、洗濯機、エアコン)
⑤パソコン ⑥その他家電(電子レンジなど) ⑦金属ごみ ⑧ガラス、陶磁器 ⑨コンクリートくず
⑩被災不燃ごみ

※ごみステーションには、上記の災害ごみは出さないでください。

※通常の可燃ごみ、不燃ごみ等は、ごみステーションへお出してください。

※その他、次のような危険物・処理困難物は災害廃棄物と別けて、_____に出してください。

- ・ガソリンや灯油・ガスボンベ・消火器・スプレー缶などの危険物、農薬などの処理困難物、土砂etc

※解体業者による解体ごみは事業系ごみとして出してください。

- ・請負による解体ごみは、基本的に産業廃棄物となり、建設リサイクル法又は産業廃棄物の処理ルートで処理をお願いいたします。

※場内は徐行運転をお願いいたします。

※事故が起きた場合の責任は一切負いませんので、ご了承ください。

2. ボランティアとの連携

ボランティアが必要な際は、災害ボランティアセンターへ応援要請する。

被災地でのボランティア活動には様々な種類があり、災害廃棄物に係るものとしては、被災家屋からの災害廃棄物の搬出や仮置場での交通誘導・分別補助、貴重品や思い出の品の整理・清掃・返還等が挙げられる。

3. 人材の育成・確保

災害廃棄物対策のための人材の育成・確保について、以下の内容に取り組む。

- 災害廃棄物処理計画の策定・改定を通じて人材の育成を図るとともに、それぞれの記載内容について、平常時から職員に周知し、災害時に処理計画が有効に活用されるよう教育を継続的に行う。
- 個別の業務マニュアルを作成するなどし、計画で定めた災害廃棄物の処理に係る対応や、仮置場の設置・運営及び管理方法について確認・対応力を向上させるため、ワーキンググループによる検討や図上訓練等を実施する。
- 被災状況を踏まえ、住民の生活環境の保全に最大限配慮しつつ、優先順位をつけて業務が進められるよう、研修会や訓練を行う。
- 災害廃棄物の処理については、廃棄物の知識が必要なことから、廃棄物処理の実務経験者や廃棄物行政経験者のリストアップを行う。
- 平常時から環境部局の経験者等や廃棄物処理に携わった職員が退職したときは、災害発生時の協力を依頼するなど、人材を確保する。
- 大規模災害時に退職者やボランティアが迅速に災害廃棄物の処理に関われるよう、災害廃棄物の分別方法や搬出方法、搬出先（仮置場）、保管方法などを迅速に説明できる体制を整える。
- 県が開催する災害廃棄物対策に関する研修会へ積極的に参加する。